

国立障害者リハビリテーションセンターホームページ内「NRCDレポート」投稿規定

(名称) NRCDレポート
NRCD Report

- 1 国立障害者リハビリテーションセンター（以下「本センター」という。）ホームページ内「NRCDレポート」（以下「NRCDレポート」という。）に掲載する論文を投稿できるのは、本センター職員とする。また、投稿できる論文は本センター職員の論文とする（本センター職員の指導による、または共同によるものを含む）。ただし、上記以外であっても、別に定める、国立障害者リハビリテーションセンター研究論文査読審査委員会（以下「委員会」という。）の認めたものは投稿することができるものとする。
- 2 投稿された原稿（以下「原稿」という。）の採否の決定は、委員会において行う。
- 3 委員会は、原稿の加筆修正を求めることができる。
- 4 原稿は、原則として他の刊行物に未発表、未投稿のものとする。
- 5 原稿は、邦文または英文により記載する。原稿はテキストファイル出力可能なワープロソフトにより作成する。なお、英文原稿の文法等に関する責任は、筆者が負うものとする。
- 6 原稿は「総説」、「論文」、「短報」、「資料」、「その他」のいずれかの区分に登録するものとする。なお、原稿の区分は、委員会において変更する場合がある。

総説： 特定の主題について、既に公表されている情報の分析、検討に基づいて独創的な見解を展開したもの。特定の主題に関する一連の論文をまとめた総合論文を含む。

論文： 障害者のリハビリテーションのために有用で新規な結論、概念等を展開したと評価される完結した独創的な研究成果をまとめた論文。

短報： 断片的であっても価値のある事実、データ、方法などをまとめた論文。

資料： 障害者のリハビリテーションに有用で価値ある事実、データ、症例、方法、事例等をまとめたもの。

その他： 障害者のリハビリテーションに有用なテーマで、上記のいずれにも属さないもの。

- 7 原稿の長さは特に定めないが、目安として、総説は20,000字程度、論文及び資料は12,000字程度、短報は4,000字程度とする。なお、委員会は、内容によってこの字数程度であっても短縮を求めることができる。

- 8 原稿が採択された際、事務局は原稿の受付日と採択日（委員会での採否決定日）をキーワードと本文の間に付してNRCDレポートに掲載することとする。

[記載例]

〇〇〇〇年〇月〇日受付

〇〇〇〇年〇月〇日採択

- 9 原稿は著者に返却しない。
- 10 NRCDレポートに掲載された論文等の著作権は本センターに帰属し、他の雑誌や書籍又は電子媒体等に収録する場合には、委員会の許諾を受けることを必要とする。委員会の許諾なしに他の雑誌や書籍又は電子媒体等に収録することを禁ずる。
- 11 NRCDレポートへの掲載に関する事務は企画・情報部企画課が行う。

附則 本規定は、令和2年4月1日から施行する。